

看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制（新規・7月報告）

1 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善を要件とする入院料等の届出状況

(新規に届け出るものについては「新規届出」欄、既に届出を行っているものについては「既届出」欄の□に「✓」を記入のこと。)

新規 届出	既 届出	項目名	届出年月日	新規 届出	既 届出	項目名	届出年月日
□	□	夜間看護加算／看護補助体制充実加算 (療養病棟入院基本料の注12)	年 月 日	□	□	看護補助加算 1・2・3 (該当するものに○をつけること)	年 月 日
□	✓	看護補助加算／看護補助体制充実加算 (障害者施設等入院基本料の注9)	令和3年8月1日	□	□	夜間75対1看護補助加算	年 月 日
□	✓	夜間看護体制加算 (障害者施設等入院基本料の注10)	令和3年8月1日	□	□	夜間看護体制加算 (看護補助加算)	年 月 日
□	□	急性期看護補助体制加算 (対1)	年 月 日	□	□	看護職員配置加算 (地域包括ケア病棟入院料の注3)	年 月 日
□	□	夜間急性期看護補助体制加算 (対1)	年 月 日	□	□	看護補助者配置加算／看護補助体制 充実加算 (地域包括ケア病棟入院料の注4)	年 月 日
□	□	夜間看護体制加算 (急性期看護補助体制加算)	年 月 日	□	□	看護職員夜間配置加算 (地域包括ケア病棟入院料の注7)	年 月 日
□	□	看護職員夜間12対1配置加算 1・2 (該当するものに○をつけること)	年 月 日	□	□	看護職員夜間配置加算 (精神科救急急性期医療入院料の注 5)	年 月 日
□	□	看護職員夜間16対1配置加算 1・2 (該当するものに○をつけること)	年 月 日	□	□	看護職員夜間配置加算 (精神科救急・合併症入院料の注5)	年 月 日

2 新規届出時又は毎年4月時点の状況について記載する事項

(□には、適合する場合「✓」を記入すること。)

令和 6 年 4 月 1 日時点の看護職員の負担の軽減に対する体制の状況		
(1) 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制		
ア 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関する責任者	氏名: 大村 朱美	職種: 看護師
イ 看護職員の勤務状況の把握等		
(ア) 勤務時間	平均週 40時間	(うち、時間外労働 0 時間)
(イ) 2交代の夜勤に係る配慮	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務後の暦日の休日の確保 <input type="checkbox"/> 仮眠2時間を含む休憩時間の確保 <input type="checkbox"/> 16時間未満となる夜勤時間の設定 <input type="checkbox"/> その他 (具体的に:)	
(ウ) 3交代の夜勤に係る配慮	<input type="checkbox"/> 夜勤後の暦日の休日の確保 <input type="checkbox"/> その他 (具体的に:)	
ウ 多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議	開催頻度: 6回／年	参加人数: 平均 17人／回
	参加職種(全職種)	
エ 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画	<input checked="" type="checkbox"/> 計画策定 <input checked="" type="checkbox"/> 職員に対する計画の周知	
オ 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項 の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 医療機関内に掲示する等の方法で公開 (具体的な公開方法: 院内掲示版に掲示)	

(2) 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する具体的な取組内容

ア 業務量の調整	<input checked="" type="checkbox"/> 時間外労働が発生しないような業務量の調整	
イ 看護職員と他職種との業務分担	<input checked="" type="checkbox"/> 薬剤師 <input checked="" type="checkbox"/> リハビリ職種(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士) <input checked="" type="checkbox"/> 臨床検査技師 <input checked="" type="checkbox"/> 臨床工学技士 <input checked="" type="checkbox"/> その他(職種 管理栄養士等)	
ウ 看護補助者の配置	<input type="checkbox"/> 主として事務的業務を行う看護補助者の配置 <input checked="" type="checkbox"/> 看護補助者の夜間配置	
エ 短時間正規雇用の看護職員の活用	<input checked="" type="checkbox"/> 短時間正規雇用の看護職員の活用	
オ 多様な勤務形態の導入	<input checked="" type="checkbox"/> 多様な勤務形態の導入	
カ 妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する 配慮	<input type="checkbox"/> 院内保育所 <input type="checkbox"/> 夜間保育の実施 <input checked="" type="checkbox"/> 夜勤の減免制度 <input checked="" type="checkbox"/> 休日勤務の制限制度 <input checked="" type="checkbox"/> 半日・時間単位休暇制度 <input checked="" type="checkbox"/> 所定労働時間の短縮 <input checked="" type="checkbox"/> 他部署等への配置転換	
キ 夜勤負担の軽減	<input type="checkbox"/> 夜勤従事者の増員 <input checked="" type="checkbox"/> 月の夜勤回数の上限設定	

(3) 夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理等 (□には、適合する場合「✓」を記入すること。)						
①交代制勤務の種別（□3交代、□変則3交代、✓2交代、□変則2交代）						
②夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理						
	1)夜間看護体制加算 (障害者施設等入院基本料の注10)	2)急性期看護補助体制加算 (夜間看護体制加算)	3)看護職員夜間配置加算 (12対1配置1・16対1配置1)	4)看護補助加算 (夜間看護体制加算)	5)看護職員夜間配置加算 (精神科救急急性期医療入院料の注5／精神科救急・合併症入院料の注5)	6) 1)から5)のいずれかの加算を算定する病棟以外
ア 11時間以上の勤務間隔の確保	✓	□	□	□	□	□
イ 正循環の交代周期の確保(3交代又は変則3交代のみ)	□	□	□	□	□	□
ウ 夜勤の連続回数が2連続(2回)まで	✓	□	□	□	□	□
エ 曆日の休日の確保	□	□	□	□	□	□
オ 早出・遅出等の柔軟な勤務体制の工夫	□	□	□	□	□	□
カ 夜間を含めた各部署の業務量の把握・調整するシステムの構築	□	□	□	□	□	□
(ア)過去1年間のシステムの運用	(□)	(□)	(□)	(□)	(□)	(□)
(イ)部署間における業務標準化	(□)	(□)	(□)	(□)	(□)	(□)
キ 看護補助業務のうち5割以上が療養生活上の世話	✓			□		□
ク 看護補助者の夜間配置			□			□
ケ みなし看護補助者を除いた看護補助者比率5割以上	✓	□	□	□		□
コ 夜間院内保育所の設置	□	□	□	□	□	□
サ ICT、AI、IoT等の活用による業務負担軽減	□	□	□	□	□	□
該当項目数	(4項目)	()	()	()	()	
(参考)満たす必要がある項目数	4項目以上	3項目以上	4項目以上	4項目以上	3項目以上	

[記載上の注意]

- 2(1)イ(ア)の勤務時間の算出に当たっては、常勤の看護職員及び週32時間以上勤務する非常勤の看護職員を対象とすること。
- 2(3)①の交代制勤務の種別は、当該保険医療機関において当てはまるもの全てに「✓」を記入すること。
- 2(3)②クは、夜間30対1急性期看護補助体制加算、夜間50対1急性期看護補助体制加算又は夜間100対1急性期看護補助体制加算を届け出ている場合、□に「✓」を記入すること。
- 4 夜間看護体制加算(障害者施設等入院基本料の注10)、看護職員夜間12対1配置加算1、看護職員夜間16対1配置加算1又は看護職員夜間配置加算(精神科救急急性期医療入院料の注5又は精神科救急・合併症入院料の注5に限る。)を算定する医療機関は、2(3)②「夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理」の項目のうち□に「✓」を記入したものについて、以下の書類を添付すること。
 - アからエについては、届出前1か月の各病棟の勤務実績(1)、2又は4)は看護要員、3)又は5)は看護職員)が分かる書類
 - オについては、深夜や早朝における業務量を把握した上で早出・遅出等の柔軟な勤務体制を設定していることが分かる書類、届出前1か月の早出・遅出等の勤務体制の活用実績が分かる書類
 - カについては、業務量を把握・調整する仕組み及び部署間の業務標準化に関する院内規定及び業務量を把握・調整した実績が分かる書類
 - ク及びケについては、様式9
 - コについては、院内保育所の開所時間が分かる書類、届出前1か月の利用実績が分かる資料
 - サについては、使用機器等が分かる書類、使用機器等が看護要員(1)、2又は4)又は看護職員(3)又は5))の業務負担軽減に資するかどうか評価を行っていることが分かる書類
- 夜間看護体制加算(障害者施設等入院基本料の注10)、看護職員夜間12対1配置加算1、看護職員夜間16対1配置加算1又は看護職員夜間配置加算(精神科救急急性期医療入院料の注5又は精神科救急・合併症入院料の注5に限る。)を算定する医療機関は、2(3)②「夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理」の項目に関して、加算を算定するに当たり必要な項目数を満たしている間は、満たす項目の組合せが変更になった場合であっても、変更の届出は不要であるが、変更になった月及び満たす項目の組合せについては、任意の様式に記録しておくこと。
- 2(3)②の6)は、1)から5)のいずれの加算も届け出ていない病棟における、夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理の状況について、□に「✓」を記入すること。
- 各加算の変更の届出にあたり、直近7月に届け出た内容と変更がない場合は、本届出を略すことができる。
ただし、2(3)②の夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理等1)～5)を届け出る場合を除く。
- 同一の医療機関で本届出に係る複数の加算を届け出る又は報告する場合、本届出は1通のみでよい。